

○ リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年3月27日老老発第0327001号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 リハビリテーションマネジメントの実務等について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) リハビリテーションマネジメントの実務</p> <p>ア 略</p> <p>イ サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明、同意について</p> <p>関連スタッフ毎にアセスメントとそれに基づく評価を行い、多職種協働でサービス開始時カンファレンスを開催し、速やかにリハビリテーション実施計画原案を作成する。リハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。</p> <p>また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、ウ③に掲げるリハビリテーション実施計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第115条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ウ サービス開始後二週間以内のアセスメント、評価、計画、説明・同意について</p> <p>リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、サービス開始から概ね二週間以内に以下の①から⑥までの項目を実施する。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ リハビリテーション実施計画書の作成</p>	<p>1 略</p> <p>2 リハビリテーションマネジメントの実務等について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) リハビリテーションマネジメントの実務</p> <p>ア 略</p> <p>イ サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明、同意について</p> <p>関連スタッフ毎にアセスメントとそれに基づく評価を行い、多職種協働でサービス開始時カンファレンスを開催し、速やかにリハビリテーション実施計画原案を作成する。リハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。</p> <p>また、リハビリテーション計画原案に関しては、ウ③に掲げるリハビリテーション実施計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。</p> <p>ウ サービス開始後二週間以内のアセスメント、評価、計画、説明・同意について</p> <p>リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、サービス開始から概ね二週間以内に以下の①から⑥までの項目を実施する。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ リハビリテーション実施計画書の作成</p>

リハビリテーションカンファレンスを経て、リハビリテーション実施計画書を作成する。リハビリテーション実施計画書の作成に当たっては、別紙4の様式を用いて作成する。なお、リハビリテーション実施計画原案を作成した場合はリハビリテーション実施計画書を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画書の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画書に代えることができるものとする。また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第81条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第86条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション実施計画書に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画書の作成に代えることができるものとする。

リハビリテーション実施計画は、ケアプランと協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。施設サービスにおいてはリハビリテーション実施計画を作成していれば、ケアプランのうちリハビリテーションに関し重複する部分については省略しても差し支えない。

④～⑥ 略

エ サービス終了時の情報提供について

① 略

② サービス終了時には居宅介護支援事業所の介護支援専門員や主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行う。その際、主治の医師に対しては、診療情報の提供、担当介護支援専門員等に対してはケアマネジメントに関わる情報の提供を文書で行う。なお、これらの文書は、別紙1の様式例を参照の上、作成する(ただし、これらの文書は、リハビリテーション実施計画書、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第83条若しくは第119条において準用する第19条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第9条、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条若しくは第50条若しくは第

リハビリテーションカンファレンスを経て、リハビリテーション実施計画書を作成する。リハビリテーション実施計画書の作成に当たっては、別紙4の様式を用いて作成する。

リハビリテーション実施計画は、ケアプランと協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。施設サービスにおいてはリハビリテーション実施計画を作成していれば、ケアプランのうちリハビリテーションに関し重複する部分については省略しても差し支えない。

④～⑥ 略

エ サービス終了時の情報提供について

① 略

② サービス終了時には居宅介護支援事業所の介護支援専門員や主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行う。その際、主治の医師に対しては、診療情報の提供、担当介護支援専門員等に対してはケアマネジメントに関わる情報の提供を文書で行う。なお、これらの文書は、別紙1、2の様式例を参照の上、作成する。

62 条において準用する第 10 条又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 84 条において準用する第 19 条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録の写しでも差し支えない。)。